

令和3年

行方市農業委員会

# 第8回総会会議録

(令和3年8月26日)

令和3年8月26日 行方市農業委員会第8回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第60号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第61号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第62号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第63号	現況証明願について
議案第64号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第65号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第66号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第67号	遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第35号	制限除外の移動届の受理について
報告第36号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第37号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第38号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

## 3 本日の欠席委員

なし

## 4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分 (会長挨拶)
事務局	ただいまより令和3年行方市農業委員会第8回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶。 清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	改めまして、こんにちは。 今日は大変暑くなりまして、お疲れであるところを、2時から農地部会、大変ご苦勞さんでございました。本来であれば、今日は推進委員さん方に集まってもらって、我々任期3年目、最後の総会ということでご挨拶を申し上げるということだっ

た、お礼を申し上げたかったですけれども、何しろ緊急事態宣言ということで、最初の頃も緊急事態のときは、農業委員さんは半分まで減らして開催というようなことまでやったんですけれども、今各自気をつけて、間隔を取り、マスクをし、手洗いをし、対策を取って、かからないことを徹底して総会を開くということでございます。

3年間皆様方にお世話になって、まず一言お礼と感謝を申し上げさせていただきます。役員さん、また事務局にも大変お世話になりました。それと、山野前会長にも大変お世話になりましたので、改めてお礼を申し上げさせていただきます。お礼を申し上げまして、総会前の挨拶というふうにさせていただきます。その次に総会を進めていきたいと、そういうふうに思いますので、ひとつ協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして日程第3、経過報告を行います。

別紙、8月行事経過報告をご覧になっていただきたいと思います。

7月28日、7月29日、7月30日、8月2日、8月3日、こちらにつきましては、農地パトロールを各地区におきまして行いました。出席者につきましては、担当の農業委員、担当推進委員、事務局で農地パトロールを行いました。

次に、8月3日、茨城県への要望書提出ということで、こちらは、茨城県庁におきまして、市長、清水会長、なめがたしおさい農業協同組合長外の方の出席におきまして、農業全般における被害防止対策について要望書を提出してまいりました。

次に、8月18日、こちらにつきましては、常設審議委員会、諮問案件の審査ということで、清水会長のほうで書面決議で行っております。

次に、8月26日、本日でございます。午後2時より農地部会を開催いたしまして、遊休農地に関わる農地法第2条第2項の農地に該当するか否かの判断についてを審議していただきました。出席者につきましては、農地部会、事務局のほうで行いました。

次に、本日、第8回総会となっております。

以上でございます。

(議長の選出)

事務局 それでは、続きまして、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、清水会長に議長として議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長 それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員はゼロ名でございますので、定

数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告いたします。

(会期の決定)

議長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
議員 異議なし。  
議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。  
9番小沼正二委員 10番郡司正彦委員。

(書記の選出)

議長 総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議事日程報告)

議長 議事日程は、別紙日程表のとおりです。

(議案の審議)

議長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第60号)

議長 議案第60号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第60号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)。また、第4項については本日8月26日に、第8項については8月25日に取下げ申出書が提出されております。

議長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

4番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

4番 4番、内藤です。

それでは、第1項の調査報告をいたします。

譲受人は、行方市羽生に在住する農業兼会社員の50歳の男性です。譲渡人は、東京都板橋区に在住する無職の84歳でございます。申請地につきましては、農地を譲り受け、農業に精進すると。区分については、贈与による所有権移転です。譲渡人は、以前行方市羽生に在住しておりましたが、高齢となり東京に居住している長男と同居したためということで、異動しております。よって、農地の管理を以前か

ら譲受人に賃借していたわけでありませけれども、このたび譲りたいということでございます。申請地は譲受人宅から2 kmと近く、農機具も整備されております。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしましてまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、問題なく、許可相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項、3項は関連がございますので一括審議といたします。

2 番 2番、横瀬です。2項、3項は関連がありますので、続けて調査報告します。2項の調査報告をします。譲受人は31歳、会社員兼農業の男性です。渡人は93歳、無職の男性です。2人の関係は、祖父と孫の関係であります。申請事由は、記載のとおり経営の移譲です。区分は、所有権の移転になります。田畑を荒らさないようにこれまでも手伝っていたということで、必要最小限の農器具もそろっていますし、通作距離も1.1 km、5分程度でありますし、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしく願いいたします。

議 長 調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。

2 番 すみません、3項はまだです。

議 長 まだ2項だけか、ごめんなさい。3項の調査報告をお願いいたします。

2 番 受人は、2項と同じ31歳の会社員兼農業の男性です。渡人は、農業兼会社員、69歳の男性です。申請事由は、記載のとおり、経営を拡大し経営を安定させるためということであります。区分は、使用貸借権です。通作距離も8分程度と問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしく願いします。すみません。

議 長 3項も問題なく許可が相当であるということでございます。ここで、2項、3項両方審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項につきましては、事務局からの説明どおり、取下げとなりました。

1 1 番 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。11番、椎名です。第5項の調査報告をします。受人は、行方市小高在住の73歳、農業の男性です。渡人は、石岡市在住、70歳、無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による

所有権の移転です。権利取得後の経営面積は2町4反歩となります。土地までは1.5km、大体5分です。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており、許可が相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

全 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、風間です。6項の調査報告をします。

受人は、銚田市青柳在住の62歳、農業の男性です。家族3人で、水稻、サカキ、シツギ、長ネギ、野菜を184a耕作しています。渡人は、銚田市安房、87歳、無職の女性です。申請人は、営農型太陽発電の営農作物としてサカキを栽培したいそうです。区分は使用貸借権の設定です。通作圏は3.4km、車で約5、6分です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。若干確認なんですけれども、借受人が、サカキを作っていた方が変わったということなんです。その人が合意解約して、今度は受人の方が借りてサカキを作る。この人は前からここでサカキは作っていない人なのかな、これ。

7 番 そうらしいです。

議 長 そうですか。ソーラーパネルがあって、もうサカキが栽培されている。

7 番 耕作者を変えるものです。

議 長 新しい請け人の方がそれを借り受けてサカキを作ると。分かりました。出荷先とかそういうのは。

7 番 まだそこまではちょっと調べは行ってないですけども。

議 長 そうですか。サカキ栽培は、もう経験者ということですか。

7 番 そうです。

議 長 分かりました。ソーラーシェアリングの下で農業を営む人が変わったということのようでございます。問題のないものであるという報告でございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

全 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、中城です。第7項の調査報告をいたします。

受人は市内船子在住、農業の44歳の男性です。渡人は、市内於下在住、農業の67歳の男性です。申請事由は、記載のとおり、経営の規模拡大と経営の安定を図ることです。申請地は、受人宅から約5km、車で10分ほどです。区分は、売買による所有権移転です。何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議、

議 長 よろしくお願いいたします。以上です。  
 全 員 調査の結果は、何ら問題のないものであるということでございます。審議をお願い  
 議 員 いたします。ご異議ございませんか。  
 長 異議なし。（全員一致）  
 長 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、8項については、事務局から説明どおり取下げとなりました。  
 次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 18番、横山です。第9項の調査報告をいたします。  
 譲受人、潮来市の51歳の会社役員の男性の方。譲渡人、行方市宇崎の50代の無  
 職の女性の方で、申請事由は、記載のとおり新規就農で、区分は、売買による所有  
 権移転となります。場所は、宇崎区奥の北浦川沿いで、現在雑草が生えて荒地とな  
 っております。譲渡人は、健康状態が芳しくなく、身の整理をしたいということで  
 農業委員会に相談があり、話が進みました。譲受人は、建設業であります。以  
 前より農業経営に関心があり、新規就農を希望しており、この話が成立をいたしま  
 した。下限面積の要件については、利用権の設定を潮来市でし、条件を満たしてお  
 り、通作距離10km、20分、農機具等の準備等、加えて耕作放棄地の解消の件  
 からも問題なく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議、よろしくお願いい  
 たします。以上です。

議 長 通作距離も20分ほどで、問題なく許可相当であるという調査結果でございます。  
 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
 全 員 異議なし。（全員一致）  
 議 長 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。

（議案第61号）

議 長 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件  
 を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下  
 記のとおり許可申請があったので提案する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事  
 前配付のため割愛する。）。

議 長 1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。  
 調査員より調査の報告を求めます。

1 2 番 12番、吉田です。1項、2項と関連がございますので、それぞれについて報告さ  
 せていただきます。  
 まず、1項の申請人、行方市小幡在住、43歳、農業の男性です。2項の申請人、  
 66歳、農業の男性。2人の関係ですが、実の親子となります。まず1項の申請の  
 目的ですけれども、農業用倉庫、あとコンテナ、パレットなどの資材置場に転用し  
 たいとの申請でございます。資金計画書、また周囲の同意書等書類もそろってお

り、問題ないかと思われま

続いて、2項の申請ですが、違反転用の是正となります。昭和50年頃、許可なく農業用倉庫を建ててしまったということです。始末書、また本人も、今後このようなことがないようにしますとのことをございますので、問題はないかと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 調査の結果は、始末書等の必要書類もそろっており、許可が相当だということをございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

(議案第62号)

議 長 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願いたします。

事 務 局 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があつたので提案する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

7 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、風間です。1項の調査報告をします。今回の調査は、根崎、内藤両委員さんとともに調査してまいりました。

議 長 譲受人は、太陽光発電事業などを営む法人代表の男性です。譲渡人は、市内芹沢地区在住、73歳、農業の男性です。申請事由は、渡人の方は、高齢のために耕作が困難なため、太陽光発電設備にして収入を得たいそうです。区分は、賃貸借権の設定です。場所は、ゴルフ場クラブハウスの西に500mほど行ったところ。調査の結果、必要な書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており、許可が相当であるということをございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項、3項は関連がございますので一括審議といたします。

1 9 番 調査員より調査の報告を求めます。

1 9 番 19番、山野です。第2項、第3項について、関連がありますので一括ご報告をいたします。また、調査には、小沼委員の協力をいただいております。

第2項、第3項の借受人については、鹿嶋市の法人で、代表者は男性の方ございます。第2項の貸渡人については、議案書に記載のとおり、相続人4名の方ございます。第3項の貸渡人については、潮来市在住の無職の男性の方ございます。



		申請事由ですが、議案書に記載のとおりでございます。砂利採取場として一時転用で、期間については、許可日から3年で申請されたものでございます。区分については、使用貸借権です。場所については、申請地裏面に添付されている石神地区の案内図、公図をご覧くださいというふうに思います。周囲の状況ですが、隣接農地等については特に支障がないと思われ、また申請人は、石神地内に現在のところ砂利採取場が複数ございます。地区内の方からは、事業者へ特に苦情等もなく、問題ないものと思われ、関係書類等についても整っており、第2項、第3項とも、許可相当と調査をしまいいりました。皆様方のご審議、よろしく願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、関係書類等も整っており、許可が相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。4項の調査を報告します。この調査には、山野委員さんの協力で調査をしまいいりました。 譲受人は、阿見町で農機具販売、法人の代表は56歳の男性です。譲渡人は、行方市麻生、66歳の農業の男性の方です。申請理由は、農機具販売、修理、営業所の新築です。区分は、賃借権です。現在運用している麻生店では敷地が狭く、大型農機具等の搬入等に困っており、大型の車両が搬入できる広大な敷地を探していたところ、使用者の合意が出たので計画をいたしました。場所は、麻生こども園の反対側にあります。事業計画書、雨水排水計画書、見積書、残高証明書その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議、よろしく願ひいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類等も整っており、許可が相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第5項の調査報告をします。調査には、中城委員さんのご協力をいただきました。 なお、この案件は、6月に農振除外を審議した案件です。 受人は、行方市小高、31歳、建設業の男性です。渡人は、当市小高在住、67歳、農業の男性です。2人の関係は、親子になります。申請事由は、自己用住宅です。区分は、使用貸借権です。事業計画書、資金計画書、隣地所有者の同意を得ており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議、よろしく願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可が相当であるということでございま

		す。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。6項の調査報告をします。この調査には、山野委員さんの協力で調査をしまいいりました。
		譲受人は、東京都中央区の法人の太陽光事業、代表は女性の方です。譲渡人は、行方市富田、64歳の無職の男性の方です。申請理由は、太陽光発電設備。区分は、賃借権です。耕作されていない土地を有効活用し、太陽光発電システムの設置を考えました。場所は、富田の吉崎モーターズ付近になります。事業計画書、関係書類も整っており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議、よろしく願います。
議	長	調査の結果は、関係書類もそろっており、許可が相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 4 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 14番、根崎です。第7項の調査報告をします。この案件は、風間、内藤両委員と調査いたしました。
		受人は、銚田市の法人代表の男性です。渡人は、市内浜在住で、無職の76歳の女性です。長年耕作されず、高齢でもあり、耕作者のいないところに今回の話があり、太陽光発電設備に協力するということになったそうです。売買による所有権移転で申請されたものです。場所は、鹿行広域消防署玉造支所より南へ600mぐらいのところ。関係書類もそろっており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議、よろしく願います。以上。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可が相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第63号)
議	長	議案第63号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第63号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	1項ごとに審査をします。

		1 項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6 番	1 6 番、原です。1 項について報告いたします。この案件につきましては、清水会長と調査してまいりました。
議	長	申請人は、市内次木在住の無職の男性でございます。申請事由でございますが、地目変更登記のための非農地証明願でございます。4 0 年以上も耕作しておらず、原野化しており、進入路もなく周辺の状況から農地回復も困難と見てまいりました。非農地証明を交付してもよい案件と調査してまいりました。場所は、国道3 5 4 号、新滝屋商店より北へ5 0 0 mほどのところでございます。皆様方のご審議、よろしく願いいたします。以上でございます。
全	員	調査の結果は、原野化しており農地に復元するのは困難であり、非農地証明を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
全	員	異議なしと認め、1 項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2 項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1 番	1 1 番、椎名です。第2 項の調査報告をします。調査には、中城委員さんのご協力をいただきました。
議	長	申請人は、行方市井貝在住の男性です。願出要旨は、地目変更登記のための非農地証明です。平成1 2 年頃に法面が崩れたため、相対で、境界を復元して土留工事をして現況の転用となったそうです。改めて測量をしたところ、誤りがあったことを確認したので、登記して公図を更正するとのことでした。農地への復元は困難と思われる、非農地証明交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。以上です。
全	員	宅地の一部として既に使用しており、農地に復元するのは困難であるから、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
全	員	異議なしと認め、2 項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3 項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0 番	1 0 番、郡司です。第3 項の調査を報告いたします。この案件については、高塚委員の協力により調査してまいりました。
議	長	申請人は、7 0 代で行方市荒宿に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明交付になります。場所は、行方病院より南西へ約1 . 2 k mのところにあります。平成元年の頃から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いします。以上です。
全	員	調査の結果は、山林化しており農地に復元するのは困難であるから、非農地証明書

		を交付するのが妥当であるという調査結果でございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第64号)
議	長	議案第64号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第64号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について説明する。 資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 令和3年8月2日付で、行方市長より農業委員会会長宛てに推薦の依頼ありました。裏面をご覧いただきまして、交付申請書のとおり、小高在住の新規就農者となります。
議 1 1	長 番	それでは、調査委員より調査の報告を求めます。 11番、椎名です。申請人は、行方市島並在住の34歳の女性です。サツマイモ、ニンジン、ピーマン等の複合経営を目標とするそうです。何ら問題もなく、推薦したいと思います。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、推薦することに何ら問題もないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定いたします。
		(議案第65号)
議	長	議案第65号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第65号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。 別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となっております。 2枚目、農地中間管理事業総括表をご覧ください。 新規設定、田が7件、15筆、合計で17,169㎡となります。 続きまして、次のページ、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 こちらには、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認をお願いします。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。

（議案第66号）

議 長 議案第66号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第66号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙資料3をご覧いただきたいと思います。

令和3年7月16日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものになります。計画案が、15筆、17, 119㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表で確認いただきたいと思います。

なお、議案第64号の農地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

（議案第67号）

議 長 議案第67号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第67号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について説明する。

別紙資料ナンバー4のほうをご覧いただきたいと思います。

実施内容としまして、過去の農地利用状況調査において荒廃農地と判断された農地調査ということで、全14班設けまして、7月20日から8月3日にかけて4日間、現地調査をいたしました。非農地と判断した土地が、麻生地区が95筆、北浦地区が104筆、玉造地区が211筆になります。

次のページの農地・非農地の判断対象地域集計表のほうをご覧いただきたいと思

ます。

行方市の合計といたしまして、合計410筆、413, 110平米、そのうち農用地区域が113筆、126, 662平米でございます。

次のページの農地・非農地判断対象リストのほうをご覧くださいまして、麻生地区につきましては、1の1から1の95、北浦地区につきましては、2の1から2の104、玉造地区につきましては、3の1から3の211までとなっておりますということで、非農地と判断した土地の一覧になります。

この件につきましては、総会前に農地部会を開催しまして、ご審議のほうをいただいております。今後の流れとしましては、本総会において議決された後、非農地と判断された農地につきましては、所有者の方に非農地通知という文書を送らせていただきます。内容としましては、登記簿のほうの農地の地目を変えてくださいというような内容となっております。委員の皆さんにも問合せ等あるかと思いますが、その際は、非農地通知を添付し、法務局へ地目変更登記のほうをしていただくように話していただければと思います。

あと、対象リストにつきましては、市の方は税務課、それから農林水産課のほうに送付させていただきまして、あと、鹿嶋の法務局のほうにもこの一覧のほうをつけて報告したいというふうに考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、本議案につきましては、総会前に農地部会を開催し、ご審議をいただいております。各地区の代表委員より報告をいただきます。

1 4 番 初めに、玉造地区を代表して、根崎委員よりお願いをいたします。

1 4 番 14番、根崎です。玉造地区の農地・非農地調査結果を報告します。

玉造地区は、7月30日に玉川地区、8月2日に玉造、現原、立花地区の現地調査を行いました。調査の結果、211筆、188, 854㎡の農地について、非農地と判断しました。以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。

1 6 番 次に、北浦地区を代表して、原農地部会長代理よりお願いをいたします。

1 6 番 16番、原です。北浦地区の農地・非農地調査結果を報告いたします。

北浦地区は、7月28日に武田地区、要地区、7月29日に津澄地区、要地区の現地調査を行いました。調査の結果でございますが、104筆、127, 539㎡の農地について、非農地と判断いたしました。以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。

1 8 番 最後に、麻生地区を代表して、横山農地部会長よりお願いをいたします。

1 8 番 18番、横山です。麻生地区の農地・非農地調査結果を報告いたします。

麻生地区は、7月20日に麻生・行方地区、7月21日に小高・太田地区、8月3日に大和地区の現地調査を行いました。調査の結果、95筆、96, 717㎡の農地について、非農地と判断いたしました。

お忙しいところ、委員の皆さんには農地・非農地調査にご協力いただきまして、大変ご苦労さまでした。以上、報告をいたします。

議 長 ありがとうございます。

全 員 議	<p>ただいまの説明に対しまして、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、提案の農地につきましては非農地とすることに決定いたします。</p>
議	<p>（報告第35号）（報告第36号）（報告第37号）（報告第38号）</p> <p>報告案件に入ります。</p> <p>報告第35号 制限除外の移動届の受理について、報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第38号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>報告第35号 制限除外の移動届の受理について、説明する。第1項につきまして、浜地内の畑で、146㎡のうち2.25㎡、権利につきましては、賃借権の設定になります。令和3年7月12日に届出がございました。目的については、携帯電話基地局の建設となります。</p> <p>報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第38号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。</p>
議 全 員 議	<p>長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議	<p>（閉会宣告） 午後 3時50分</p> <p>長 本総会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これで、第8回総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。</p>